

告示第58号

久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱の制定について

久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱を次のとおり公表する。

令和3年 3月26日

久万高原町長 河野 忠 康

記

久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱（別紙）

(別紙)

久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱

令和3年 3月26日

告示第58号

(目的)

第1条 この告示は、久万材を使用し、地域で用いられる工法や技術を駆使して、新たに木造住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で木造住宅支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、久万高原町森林づくりと木へのこだわり条例にも定める通り、持続的な森林整備を進め、林材業及び建築業等の木材関連地場産業の活性化並びに移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(久万材の定義)

第2条 この告示でいう「久万材」とは、町内木材市場等で購入し町内の製材所で加工された木材をいう。

(対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、町内に居住するための住宅及び町長が認める共同住宅を新築する当該住宅の所有者又は所有者の代表者とする。

(対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 町内の大工・工務店が施工する木造住宅で、主要部材（土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、その他）に久万材を80%以上使用し、延床面積60㎡以上の住宅
- (2) 久万材の柱または梁・桁や小屋組を現した部屋及び壁・床等に久万材を用いた木質内装を施した部屋を1室以上設置する住宅
- (3) 建築中、町が貸し出すのぼり等を設置するとともに、建築現場を見学会など展示PRの場として提供できる住宅
- (4) 建築工事完成后、速やかに入居し10年以上定住するとともに、アンケートに答えるなどモニター協力ができる住宅
- (5) 建築基準法を充たしている住宅

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、木造住宅の延床面積1平方メートルを単位として、その数に1万円を乗じて算出した額以内の額とし、100万円を限度とする。ただし共同住宅については町長が定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 交付要綱の遵守と久万材使用内容確約書(様式第2号)
- (2) 建築現場位置図(様式第3号)
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 平面図(第4条第2号に示す部屋を図示すること)
- (5) その他参考書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、上棟後、速やかに久万材納材証明書(様式第5号)及び中予地域材認証制度実施要領(平成23年2月22日付け22中局久森第804号愛媛県中予地方局長通知)に規定する認証材販売管理票の写しを町長に提出し、中間検査を受けるとともに、補助事業の完了した日から10日以内に、補助事業等実績報告書(様式第6号)を町長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により完了検査を受けた者は、補助金精算交付請求書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第4条に規定する条件に違反したとき。
 - (2) 補助事業の施行方法が不適當であると認められたとき。
 - (3) その他事業の施行について不正の行為があると認められたとき。
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

久万高原町長 様

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ⑩

久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 一 金 _____ 円（延床面積 _____ m²）

2 事業名 年度久万高原町木造住宅支援事業

添付書類

- (1) 久万材使用内容確約書（様式第2号）
- (2) 建築現場位置図（様式第3号）
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 平面図
- (5) その他参考書類

様式第2号（第6条関係）

交付要綱の遵守と久万材使用内容の確約書

久万高原町長 様

私は、久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱（以下交付要綱と記す）第4条に規定する全ての条件を遵守します。使用木材については次のとおり交付要綱に規定する久万材を80%以上使用することを確約します。

久万材使用内容量

部材名	久万材使用量		左記以外使用量		計	
	本数(本)	材積(m ³)	本数(本)	材積(m ³)	本数(本)	材積(m ³)
土台						
大引						
根太						
通柱						
管柱						
間柱						
桁						
梁						
筋交い						
小屋束						
棟木						
母屋						
垂木						
その他						
合計		①				②

久万材の使用割合

① m³ ÷ ② m³ × 100 = %

年 月 日

住所 _____
 申請者(施主) 氏名 _____ (印)

住所 _____
 建築士 氏名 _____ (印)

住所 _____
 大工・工務店 氏名 _____ (印)

様式第3号（第6条関係）

建築現場位置図	
建築現場所在地	

* 目印になる建物、道路等をご記入下さい

様式第4号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

久万高原町長



年 月 日付で申請のあった補助金は、久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 事業名 年度 久万高原町木造住宅支援事業
- 2 交付金額 一金 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 上棟後、速やかに久万材納材証明書（様式第5号）及び認証材販売管理票の写しを提出し、町の間接検査を受けるとともに、事業完了後、10日以内に補助事業等実績報告書（様式第6号）を提出し、町の完了検査を受けなければならない。
 - (2) この補助事業については、町長及び監査委員が検査又は監査することができる。
 - (3) 久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱第4条各号の条件を遵守すること。
 - (4) 久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱第11条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (5) 建築中、町が貸し出すのぼり等を設置するとともに、見学会など展示PRの場として提供すること。
 - (6) 完成後速やかに入居し、10年以上定住するとともに、アンケート等モニターに協力すること。
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）を満たすこと。

様式第5号（第8条関係）

久万材納材証明書

久万高原町長 様

下記のとおり久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱に規定する久万材を納材したことを証明します。

納材内訳

部材名	久万材使用量		左記以外使用量		計	
	本数 (本)	材積 (m ³)	本数 (本)	材積 (m ³)	本数 (本)	材積 (m ³)
土台						
大引						
根太						
通柱						
管柱						
間柱						
桁						
梁						
筋交い						
小屋束						
棟木						
母屋						
垂木						
その他						
合計						

年 月 日

住所 _____

納材業者名

氏名 _____ (印)

様式第 6 号（第 8 条関係）

補助事業等実績報告書

年 月 日

久万高原町長 様

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ⑩

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった補助事業
について、久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定によ
り、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 一金 _____ 円
- 2 事業名 年度久万高原町木造住宅支援事業
- 3 完成日 年 月 日

様式第7号（第9条関係）

補助金精算交付請求書

年 月 日

久万高原町長 様

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ㊞

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった補助事業
について、久万高原町木造住宅支援事業費補助金交付要綱第9条の規定によ
り、次のとおり請求いたします。

記

1 事業名 年度久万高原町木造住宅支援事業

2 補助金請求額 一金 _____ 円

3 振込用口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ゆうちょ銀行 農協	支店 支所 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		